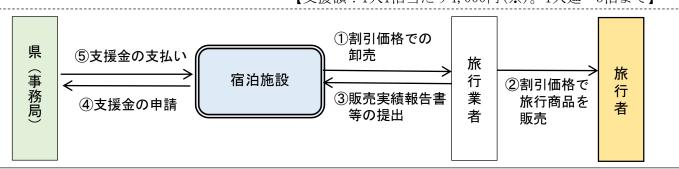
平成30年7月豪雨香川県観光支援事業「香川県ふっこう周遊割」のスキーム (対象期間:10月1日(月)~11月30日(金)宿泊分まで。9月21日(金)予約分から割引対象。)

旅行者が割引された旅行商品に参加し、宿泊施設が申請する場合

- ①県内の宿泊施設は、旅行業者に宿泊サービスを割引価格で卸売りする。
- ②旅行業者は、「13府県内で連続2泊以上」の旅行商品を割引価格で旅行者に販売する。
- ③旅行業者は、販売実績報告書等を宿泊施設に速やかに提出する。
- ④宿泊施設は、販売実績報告書等を添付して、県(事務局)に支援金を申請する。
- ⑤県(事務局)は、申請書類を確認し、宿泊施設に支援金を支払う。

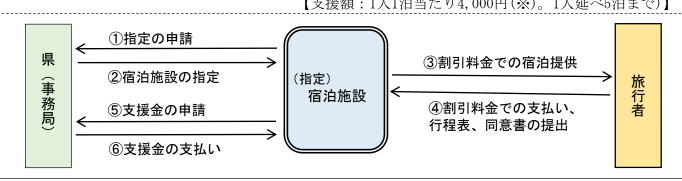
【支援額:1人1泊当たり4,000円(※)。1人延べ5泊まで】



2. 旅行者が指定宿泊施設に宿泊し、指定宿泊施設が窓口で割引し、指定宿泊施設が申請する場合

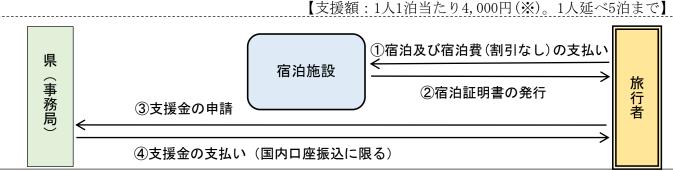
- ①指定宿泊施設となることを希望する宿泊施設は、県に指定申請書を提出する。
- ②県は、窓口割引で宿泊サービスを提供できる施設として指定する。(公式サイトで公表)
- ③指定宿泊施設は、割引料金での宿泊サービスを提供する。
- ④旅行者は、「13府県内で連続2泊以上」の周遊旅行を実施し、行程表・同意書を宿泊施設に提出して、 割引料金で宿泊する。
- ⑤宿泊施設は、宿泊実績報告書等を添付し、県(事務局)に支援金を申請する。
- ⑥県(事務局)は、申請書類を確認し、宿泊施設に支援金を支払う。

【支援額:1人1泊当たり4,000円(※)。1人延べ5泊まで)】



3. 上記 1, 2以外で、旅行者が申請する場合

- ①旅行者は、「13府県内で連続2泊以上」の周遊旅行を実施し、割引きなしの宿泊費を支払う。
- ②宿泊施設は、旅行者に宿泊証明書を発行する。
- ③旅行者は、宿泊証明書等を添付して、県(事務局)に支援金を申請する。
- ④県(事務局)は、申請書類を確認し、旅行者に支援金を支払う。(国内口座振込に限る。)



※宿泊費が4,000円を下回る場合は、その宿泊費

※対象となる宿泊施設は、県内の旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた施設が対象。但し、風俗営業等の規制及び業務の 適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除く。